

## 第 2 1 号議案

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 1 2 年足立区条例第 6  
0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項第 5 号を次のように改める。

（5） 重度心身障がい者

第 2 0 条第 4 項中「8 時間」を「7 時間 4 5 分」に改める。

第 2 2 条各号列記以外の部分中「8 時間」を「同項に規定する勤務時間  
を 5 で除して得た時間」に改める。

第 2 4 条第 1 項第 2 号中「満 2 年」を「満 1 年」に改める。

第 3 0 条第 2 項を次のように改める。

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委  
員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、  
教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に  
1 0 0 分の 7 5（第 1 0 条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職  
員にあっては 1 0 0 分の 9 5）を乗じて得た額の総額を超えてはならな  
い。

第 3 0 条第 4 項各号列記以外の部分中「給与月額」を「勤勉手当基礎額」  
に改め、「乗じて得た額」の次に「（以下「職務段階別加算額」という。）」  
を加え、「とする」を「と、「給与月額」とあるのは「給与月額に職務段  
階別加算額を加算した額」とする」に改める。

第 3 1 条第 2 項中「9, 8 0 0 円」を「7, 9 0 0 円」に改める。

別表第 2 中「障害」を「障がい」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(休職者等の給与の改正に伴う経過措置)

- 2 この条例による改正後の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例第 2 4 条第 1 項第 2 号の規定は、平成 2 1 年 4 月 1 日以後に新たに同号の規定により給与を支給される職員に対して適用し、同日の前日から引き続きこの条例による改正前の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例第 2 4 条第 1 項第 2 号の規定により給与を支給されている職員に係る給与を支給することができる期間については、なお従前の例による。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(提案理由)

幼稚園教育職員の勤務時間の改定に伴う給与上の取扱いに係る規定等を整備するとともに、義務教育等教員特別手当の額の改定等を行う必要があるので、この条例案を提出いたします。